2　経過措置
　小規模事業者等設備導入資金の貸付けを行っている都道府県に対して、都道府県が国からの貸付金の未貸付額等を国に償還する期限について規定することとした。（第六条関係）
3　施行期日
　この政令は、平成二七年三月三一日から施行することとした。

◇**特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一一号）（消費者庁）
1　他の法律の規定によって訪問販売等における売買契約又は役務提供契約について購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として、社会保険労務士が行う社会保険労務士法第二条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第二五条の六に規定する社会保険労務士法人が行う同法第二五条の九の二に規定する役務の提供を定めることとした。（別表第二関係）
2　この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇**海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（国土交通省）
1　給付基礎額の基本額を八、七〇〇円に引下げることとした。（第三条第一項関係）
2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、五七〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、四〇〇円に、それぞれ引上げることとした。（第四条の二第二項関係）
3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（厚生労働省）
1　評価基準月数を一月に改めることとした。（第二一条関係）
2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一四号）（環境省）
1　題名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令」に改めることとした。（題名関係）
2　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるものは、エアコンディショナー、硬質ポリウレタンフォーム用原液及び専ら噴射剤のみを充塡した噴霧器とすることとした。（第一条関係）
3　法第一一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とすることとした。（第二条関係）
4　法第一三条第二項及び法第一五条第二項において準用する法第一一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とすることとした。（第三条関係）
5　その他所用の規定の整備を行うこととした。（第四～七条関係）
6　この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇**特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一五号）（国土交通省）
1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、九億九、〇〇〇万円に改めることとした。（第一条関係）
2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、八、七七七億五、六七七万四、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）
3　特定保険者交付金交付契約の納付金を、一、八〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）
4　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一六号）（内閣官房）
1　広域的運営推進機関を指定公共機関として追加することとした。
2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一七号）（厚生労働省）
1　母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還に係る違約金の延滞利率を年五パーセントに引き下げることとした。（第一七条関係）
2　平成二七年三月三一日以前の期間に対応する違約金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令**（政令第一一八号）（厚生労働省）
1　調整対象給付費見込額に係る率
　前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四八とすることとした。（第一条関係）
2　前期高齢者加入率の下限割合
　前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）
3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一九号）（厚生労働省）
1　自立支援医療費の支給要件、自立支援医療に係る負担上限月額及び療養介護医療に係る負担上限月額について、平成二七年三月三一日までとされている経過措置を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。
2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一二〇号）（国土交通省）
1　国の負担割合の特例の対象となる事業として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の建物の新築、増築又は改築に関する事業を追加することとした。（第四条関係）
2　この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇**政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一二一号）（厚生労働省）
　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係
　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を適用する場合における読替規定について所要の規定の整備を行うこととした。（第八三条関係）